

平成 18 年 5 月 17 日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第 22 号（実務対応報告第 15 号の改正案）
**「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い（案）」の
公表**

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、京都議定書で定められた京都メカニズムにおける排出クレジットの会計処理について、実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 15 号」という。）を平成 16 年 11 月に公表しています。

当委員会では、その後、企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計基準」の公表（平成 17 年 12 月）により現金以外の財産の分配（現物配当）を受けた場合の株主に係る会計処理が定められたことや、企業会計基準公開草案第 12 号「棚卸資産の評価原則に関する会計基準（案）」の公表（平成 18 年 4 月）により収益性が低下した場合の棚卸資産の簿価切下げが定められたこと等に伴い、実務対応報告第 15 号について所要の改正を行うための審議を行ってまいりましたが、平成 18 年 5 月 12 日の第 104 回企業会計基準委員会で、標記の実務対応報告の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 18 年 6 月 19 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール： kyoto@asb.or.jp
ファクシミリ： 03-5510-2717
お問い合わせ先： 03-5510-2737

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、実務対応報告第 15 号と異なる定めをした主な箇所について要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

- 排出クレジットに関わる投資が金融投資に該当する場合
今後、排出クレジットの活発な取引市場が整備され、金融投資としての取引が生じた場合には、トレーディング目的で保有する棚卸資産として、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額(評価差額)は当期の損益とする(「棚卸資産の評価原則に関する会計基準(案)」第 15 項)。
- 棚卸資産として保有する排出クレジットの収益性の低下に基づく簿価切下げ
専ら第三者に販売する目的で他者から排出クレジット(棚卸資産)を取得し保有する場合、取得原価をもって貸借対照表価額とするが、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価との差額は当期の費用として処理する(「棚卸資産の評価原則に関する会計基準(案)」第 7 項)。
- 出資先から排出クレジットが分配された場合の会計処理
現金以外の財産の分配(現物配当)を受けた場合の株主に係る会計処理が、「事業分離等に関する会計基準」により明確に定められたことを踏まえ、次の取扱いを明らかにしている(同基準第 144 項)。
 - 当初からの投資目的どおり排出クレジットが分配されたとき
分配された排出クレジットの取得原価は、これまでの出資の帳簿価額のうち実質的に引き換えられたとみなされる額とする。
 - 投資の成果として排出クレジットが分配されたとき
分配された排出クレジットの時価で収益を認識する。
- 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理
在外子会社における排出量取引についても、原則として、本公開草案が適用されるが、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」における当面の取扱いによっている場合には、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠した会計処理を採用することとなる。
- 適用時期
次の事項を除き、公表日から適用するものとする。
 - (1) 排出クレジットに関わる投資が金融投資に該当する場合の会計処理や、棚卸資産

として保有する排出クレジットの収益性の低下に基づく簿価切下げについては、平成 19 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用するものとするが、平成 19 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度から適用することができる。

- (2) 連結財務諸表作成における在外子会社の排出量取引に関する取扱いについては、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用するものとするが、平成 20 年 3 月 31 日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用することができる。

以 上